

保護者 各位

白井市健康子ども部長 岡本和哉

### 7月1日以降の保育所等の利用について

日頃より、本市保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月30日まで市内保育所等において、登園自粛の要請を行っておりましたが、7月1日より、通常どおりの保育を実施いたします。

登園の際には、各園の感染予防対策に基づき、毎日の健康状態の把握や具合が悪くなった場合の早急なお迎え等について、引き続きご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 7月1日以降の保育等の利用について

利用する園の感染症対策方針に従い、通常どおりご利用ください。

- ・利用に申請や申出は必要ありません。
- ・集団保育での感染リスクを抑えるため、ご家庭においても、健康状態の確認、手洗い、うがい、こまめな換気等、基本的な感染症対策を行ってください。
- ・37.5度以上の発熱や呼吸器症状がある場合は、利用を控えてください。
- ・過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過してから登園してください。また、呼吸器症状がある場合は、症状が改善するまで、登園を控えてください。

#### 2 保育所保育料等算定の特例について

7月より、利用の有無に関わらず、通常の保育料を徴収します。

- ・口座振替…7月31日に、7月分保育料と特例算定後の6月分保育料を併せて口座振替します。  
(5月分保育料は6月末に口座振替予定です。口座残額の確認をお願いいたします。)

- ・窓口納付…納付書は、7月上旬に園を通して配布します。

※認定こども園、小規模保育所を利用している場合は、各園にお問合せ下さい。

※給食費については、利用園からの通知等をご確認ください。

※送迎ステーションをご利用の場合は、保育料はありませんので、給食費についてのみ、施設の通知等をご確認ください

#### 3 保育の認定について

8月31日までは、認定要件が不足する場合においても、退所や認定の要件変更等を求めません。  
ただし、育児休暇からの復帰は、7月末までとなります。

※どのような場合においても、保育料は7月から通常どおり発生しますのでご了承ください。

※就労内容については、現況届（令和2年10月頃を予定）で確認します。現況届で要件の不足がある場合、退所となります。8月末までに要件を満たせない場合は、早急に、園または保育課にご相談ください。

#### 【就労要件】

- ・7月から、1日4時間以上かつ月16日以上就労要件を満たす必要があります。  
(送迎ステーションは、標準時間認定の要件を満たすことが必要です。)
- ・就労契約は継続しているが、新型コロナウイルス感染症に起因し要件を満たせないという場合、8月末までは、認定事由の変更や退所を求めないこととします。